**令和２年度測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格を登録される皆様へ**

令和２年２月

大阪府府民文化部（日本万国博覧会記念公園事務所）

**令和２年度の受注希望業種（一者一業種）について**

府民文化部（日本万国博覧会記念公園事務所）では、条件付一般競争入札への参加に際しては、原則として都市整備部の受注希望業種（一者一業種）の登録があることを条件としております。（受注希望業種を指定した入札案件に参加を希望する場合は、府民文化部（日本万国博覧会記念公園事務所）の受注希望業種をあらかじめ登録しておく必要があります。）

令和２年度の受注希望業種につきましては、以下のとおりといたします。

■受注希望業種の申請（新規・業種変更）について

令和２年度の受注希望業種の申請は、**令和２年２月１８日（火）から**、申請（インターネットによる電子申請）が可能です。（申請画面へのリンク：[受注希望業種申請（外部サイト）](http://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/e-kenkon-b1-gyoshu.html)）

■受注希望業種の申請が必要な方

下記に該当する方は、受注希望業種の新規申請又は業種変更が必要となります。

・受注希望業種を登録されていない方

・受注希望業種を変更したい方

・令和元年度（平成３１年度）以前に受注希望業種を登録していたが、何らかの理由で大阪府測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格登録が一旦失効したことがある方

■令和元年度（平成３１年度）以前に受注希望業種を登録されている方へ

・令和元年度（平成３１年度）の受注希望業種の登録情報を令和２年度へ移行しますので、業種変更をしない場合、申請の必要はありません。

■登録条件について

・都市整備部・環境農林水産部・住宅まちづくり部（タウン推進局）・府民文化部（日本万国博覧会記念公園事務所）共通で設定した受注希望業種の中から一業種のみ選択することが可能です。

・受注希望業種の選択にあたっては、受注希望業種に対応する入札参加資格登録業種が必要となります。

■業種変更について

都市整備部・環境農林水産部・住宅まちづくり部（タウン推進局）・府民文化部（日本万国博覧会記念公園事務所）のいずれかが発注する令和２年度の測量・建設コンサルタント等業務（早期発注を含む）に入札参加するまでは、**一回に限り変更が可能**です。（入札参加申請した後も入札書を提出するまでの間は変更が可能ですが、必ず電子入札システムによりその案件の**「辞退届」を提出する必要**があります。）

■受注希望業種の業種一覧

令和２年度の受注希望業種は次のとおりです。（令和元年度（平成３１年度）から変更はありません。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受注希望業種名 | 業務内容 | 入札参加資格登録業種 |
| 測量調査業務 | 測量法に基づく測量に関する業務等 | 測量 |
| 地質調査業務 | 建設工事等に関する地質又は土質の調査、計測、解析等に関する業務 | 地質調査 |
| 建設コンサルタント業務（建築設計・監理、設備設計・監理を含む） | 建設工事等に関する調査・計画・設計・監理等に関する業務建築士法に基づく建築物の設計、工事監理等に関する業務建築設備の設計又は工事監理に関する助言を行う業務 | 建設コンサルタントの各部門建築設計・監理（一級、二級）設備設計・監理 |
| 補償コンサルタント業務 | 公共事業に必要な土地等の取得もしくは使用、これに伴う損失の補償又はこれらに関する業務 | 補償コンサルタントの各部門 |

***〔次ページに申請のイメージ図があります〕***

【申請のイメージ図】

入札参加資格登録の申請

審査・登録

登録業者の方が、業者情報システムに

受注希望業種を入力

システムで自動審査し、

受注希望業種を登録

入札参加申請

システムで受注希望業種

を自動審査

入札書提出

入札公告で示した受注希望業種と合致した者のみ入札に参加できます。

注意：令和元年度（平成３１年度）までに申請された業者の方で、業種変更等がない場合は手続きの必要はありません。ただし、令和２年度の測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格及び受注希望業種の申請に必要な登録業種を保有している事が条件となりますので注意してください。

**問合せ先**

**【システム操作に関すること】**

**「大阪府電子調達ヘルプデスク」　　℡:06-4400－5180**

**【制度及び工事内容に関すること】**

**日本万国博覧会記念公園事務所 総務・管理課　℡:06-6877-3335**